

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の施設、店舗その他の建物（以下「施設等」という。）で授乳ができる設備等を備えるものを登録し、当該設備等を乳幼児の保護者等の利用に供することにより、子育て中の保護者等が外出するための環境を整備し、もって社会全体による子育て支援に対する意識の高揚を図るために実施する赤ちゃんニコニコステーション事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児をいう。
- (2) 授乳ができる設備 個室又はパーテーション、カーテン等で区画され、これらの内部を見通せない構造の設備をいう。
- (3) おむつの交換ができる設備 ベビーシート、ベビーベッド等が設けられ、おむつ替えができる構造の設備をいう。
- (4) キッズスペース 乳幼児用の遊具を備え乳幼児を遊ばせることのできる場所をいう。

(登録)

第3条 市長は、市内の授乳ができる設備、おむつの交換ができる設備又はキッズスペースを備える施設等で当該設備を乳幼児を連れた保護者等の利用に無償で供するものを赤ちゃんニコニコステーション（以下「ステーション」という。）として登録するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、登録できないものとする。
 - (1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。）を営むもの
 - (2) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある者が管理及び運営するもの
 - (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(登録の申込等)

第4条 登録をしようとするもの（次項において「申込者」という。）は、郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 現況写真で次に掲げるもの
 - ア 施設等の全景を撮影したもの
 - イ 授乳ができる設備、おむつの交換ができる設備又はキッズスペースを撮影したもの
- (2) 設備の配置図

2 市長は、前項に規定する登録の申込みを受けたときは、その内容を審査し、施設等を調査した上で、登録の可否を決定し、郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録（不登録）決定通知

書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（ステッカーの交付等）

第5条 市長は、前条第2項の規定により登録を決定した者（以下「施設等管理者」という。）に、赤ちゃんニコニコステーションステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

2 施設等管理者は、ステッカーを施設等の出入口その他の目に付きやすい場所に掲示しなければならない。

（登録の変更及び廃止）

第6条 施設等管理者は、登録された内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録変更・廃止届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届け出があったときは、登録の変更をし、又は登録を廃止し、郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録変更・廃止通知書（第4号様式）により施設等管理者に通知するものとする。

3 施設等管理者は、第1項の規定により登録の廃止について届け出るときは、ステッカーを返還しなければならない。ただし、汚損、破損又は紛失したときは、この限りでない。

（調乳用湯の提供）

第7条 施設等管理者は、授乳ができる設備において調乳用の湯を提供する場合は、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（平成19年6月5日付け食安基発第0605001号及び食安監発第0605001号）に基づき、提供する湯は、常に摂氏70度以上に保つものとし、沸かした後30分以上経過したものであってはならない。

（ステーションの管理及び運営）

第8条 施設等管理者は、ステーションの管理及び運営を自己の責任において行うものとし、これらに要する一切の経費を負担しなければならない。

2 施設等管理者は、ステーションにおいて事故が発生した場合（事業の実施において発生した場合に限る。）は、直ちに市長に報告しなければならない。

（広報及び啓発）

第9条 市長は、市のウェブサイト又は刊行物等により事業の広報及び啓発を図るものとする。

2 施設等管理者は、前項の広報及び啓発に協力するように努めなければならない。

（登録の取消し）

第10条 市長は、登録された施設等が第3条の規定に反することが判明したときその他登録を継続することが適当でないとき認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消した施設等管理者にその旨を通知するものとする。

3 第6条第3項の規定は、第1項の規定による登録の取り消しについて準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の規定により登録の廃止について届け出る」とあるのは「第10条第1項の規定により登録を取り消された」と読み替えるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録申込書

年 月 日

郡山市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

郡山市赤ちゃんニコニコステーション事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

施設等の名称			
所在地			
主たる業種			
利用できる設備（該当する項目を○で囲む、又は設備名を記入してください。）	1 授乳ができる設備 個室・パーテーション・カーテン・その他（ ）		
	・調乳用の湯の提供をする（登録の要件ではありません。）		
	設備の場所		
	2 おむつの交換ができる設備 ベビーシート・ベビーベッド・その他（ ）		
	設備の場所		
	3 キッズスペース 面積（ m ² ）・遊具（ ）		
設備の場所			
利用できる日			
利用できる時間			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
ホームページURL			
備考			

備考

- 1 上記の内容については、市のウェブサイト等に掲載することがあります。
- 2 施設等及び設備の現況写真並びに設備の配置図を添付してください。

【担当者・連絡先】

所属・氏名			
電話番号		FAX番号	

第 2 号様式（第 4 条関係）

郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録（不登録）決定通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで提出された登録申込書に対し、次のとおり決定したので、郡山市赤ちゃんニコニコステーション事業実施要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

施設等の名称	
登録の可否	登録する ・ 登録しない
登録番号	第 号
ステッカー交付枚数	枚
登録しない理由	
備 考	

第3号様式（第6条関係）

郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録変更・廃止届

年 月 日

郡山市長

所在地
名称
代表者氏名

㊟

郡山市赤ちゃんニコニコステーション実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり登録変更・廃止について届け出ます。

施設等の名称		
登録番号	第 号	
変更・廃止の年月日	年 月 日	
変更・廃止の理由		
変更の内容	変更前	変更後

備考 該当する項目を○で囲んでください。

第4号様式（第6条関係）

郡山市赤ちゃんニコニコステーション登録変更・廃止通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで提出された登録変更・廃止届出書に対し、次のとおり登録変更・廃止をしたので、郡山市赤ちゃんニコニコステーション事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

施設等の名称		
登録番号	第	号
変更・廃止の年月日	年	月 日
変更・廃止の理由		
変更の内容	変更前	変更後